

第2部 プランの基本的な考え方

- 1 プランの性格
- 2 DV施策の実施に関する基本計画としての位置づけ
- 3 プランの期間
- 4 プランの基本理念
- 5 将来像



第2部 プランの基本的な考え方

1 プランの性格

- (1) このプランは、「男女共同参画社会基本法」に基づき、国「男女共同参画基本計画（第3次）」、千葉県「千葉県男女共同参画計画（第3次）」との整合性を図り、策定するものです。
- (2) このプランは、「館山市基本計画（第3期）」との整合性を図りながら、「男女共同参画社会」の実現に向け、施策や事業を総合的に推進するため策定するものです。
- (3) このプランは、「館山市男女共同参画推進プラン」、「第2期館山市男女共同参画推進プラン」の基本理念、将来像を引き継ぎ策定するものです。
- (4) このプランは、「男女共同参画社会」の実現を目指し、市民と行政が協働で取り組むものです。

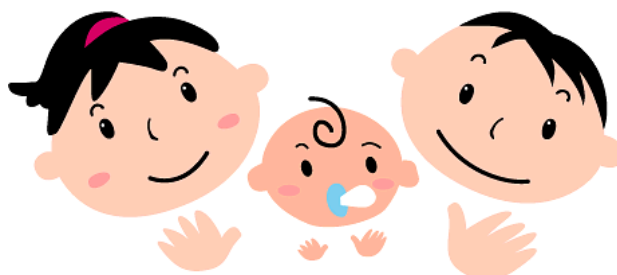
2 DV施策の実施に関する基本計画としての位置づけ

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（この部において、以下、DV防止法という）」は、女性に対する暴力の問題が国際的に重要な課題と位置付けられる流れと被害者の声を受け、平成13年10月に施行され、平成20年1月には暴力の定義や被害者の保護等の内容を拡充した改正法が施行されました。この改正法において、市町村は、国の基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないこととされました。

そこで館山市では、このプランをDV防止法に基づくDV施策の実施に関する基本計画としても位置づけ、DVを許さない意識づくり、及び相談体制の整備等の取り組みを行い、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に努めてまいります。

3 プランの期間

プランの期間は、平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）までの5年間とします。



4 プランの基本理念

豊かで活力あるまちを築いていくためには、男性と女性が対等なパートナーとして、あらゆる分野で活躍することができるよう、社会の基盤をつくる必要があります。そこで、館山市では、以下の2つを「第3期館山市男女共同参画推進プラン」の基本理念とします。

○男女の人権が互いに尊重され、性別によって差別されることなく、それぞれ一人の人間として共に生きることができる社会の実現。

○男性も女性も家庭・地域社会・職場の一員として役割を果たし、対等なパートナーとして参画し、共に責任を担っていく社会の実現。

5 将来像

本市のめざす男女共同参画社会の将来像は、

『^{ひと}女と^{ひと}男が共に支えあい、共に輝く社会の実現』とします。



